

## 共済規程変更条文新旧対照表

(下線部分は変更部分)

改 正 後	改 正 前
第4章 自動車損害賠償責任共済に関する事項	第4章 自動車損害賠償責任共済に関する事項
(共済掛金の収納)	(共済掛金の収納)
第11条 [略]	第11条 [略]
<p>2 前項の規定にかかわらず、この組合は、一般的な購買に繰り返し利用で きる電子的な決済手段（以下この項において「キャッシュレス決済手段」 という。）を通じて共済掛金を収納することができる。この場合、共済契約 者が当該キャッシュレス決済手段の会員規約やサービス利用規約等に従 い決済手続を完了した時点をもって共済掛金を収納したものとみなすも のとする。</p>	<p>[新設]</p>
(共済契約の特約)	(共済契約の特約)
第13条 この組合は、共済契約につき、共済掛金払込に関する特約が自動 的に付され、共済掛金の調整は行わない。	第13条 この組合は、共済契約につき、特約を付すことができない。
2 前項の共済掛金払込に関する特約は、全国共済連が定めた共済規程附属	[新設]

改 正 後	改 正 前
<p><u>書共済掛金払込に関する特約による。この場合において、「会」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。</u></p>	

#### 附 則

この変更は、行政庁の承認があった日以後、令和7年1月1日（行政庁の承認が令和7年1月2日以後に行われたときは、その承認があった日とする。）から施行する。